

(外交防衛委員会)

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件 (閣条第一三

号) (衆議院送付) 要旨

二〇〇八年 (平成二十年) に発生した世界的な金融・経済危機、新興国及び途上国の台頭等の世界経済情勢の変動の中、国際通貨基金 (以下「基金」という。) 理事会、一連の金融・世界経済に関する二十箇国・地域 (以下「G20」という。) 会合等において、基金がより有効に機能するための改革について検討が行われてきた。

この結果、二〇一〇年 (平成二十二年) 十月二十三日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、G20各国は、出資合計額を倍増すること及び世界経済における加盟国の相対的地位の変化を出資割合に一層適切に反映させることを内容とするクォータ改革並びに理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正を含むガバナンス改革について合意に至った。これを受け、同年十二月十五日、基金において、クォータ改革及びガバナンス改革を柱とする総務会決議が採択され、ガバナンス改革の一環として協定の改正が承認された。主な内容は次のとおりである。

- 一、理事会を構成する二十人の理事全員を選挙によって選出することに改めるとともに、現在、出資額の上位五箇国（我が国を含む。）に認められている無投票による理事の任命を廃止する。
- 二、理事の選挙について、総務会が定める規則により統一して規定する。
- 三、この改正は、総投票権数の八十五パーセントを有する五分の三の加盟国が受諾し、その事実を基金が全ての加盟国に宛てた公式の通報によって確認した日に、全ての加盟国について効力を生ずる。